



2022年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社オーテック
代表者名 代表取締役社長 市原 伸一
(コード：1736、JASDAQ)
問合せ先 取締役 管理本部長 安野 進
(TEL. 03-3699-0411)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022年2月10日付で公表した「株式付与E SOP信託」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 処分期日 | 2022年3月8日 |
| (2) 処分株式の種類及び数 | 普通株式51,840株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,287円 |
| (4) 資金調達額 | 118,558,080円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (6) 処分先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(株式付与E SOP信託口) |
| (7) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月10日付の取締役会において従業員インセンティブ・プランである本制度の導入を決議しました。（本制度の概要につきましては、2022年2月10日に開示いたしました「『株式付与E SOP信託』の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（本制度に関して三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社の共同受託者）に設定される株式付与E SOP信託口に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、2021年12月31日現在の発行済株式総数5,700,000株に対し0.91%（小数点第3位を四捨五入、2021年12月31日現在の総議決権個数53,015個に対する割合0.98%）となります。

【本信託の概要】

- | | |
|------|---|
| ①名称 | 株式付与E SOP信託 |
| ②委託者 | 当社 |
| ③受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |

④受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑤信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
⑥信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦信託契約日	2022年3月3日（予定）
⑧金銭を信託する日	2022年3月3日（予定）
⑧信託の期間	2022年3月3日～2024年8月31日（予定）

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（取引の成立していない日を除く、2022年1月10日から2022年2月9日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である2,287円といたしました。

取締役会決議の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額2,287円については、取締役会決議日の直前営業日（2022年2月9日）の終値2,300円に対して99.43%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間（取引の成立していない日を除く、2021年11月10日から2022年2月9日まで）の終値平均2,309円（円未満切捨）に対して99.05%を乗じた額、あるいは同直近6か月間（取引の成立していない日を除く、2021年8月10日から2022年2月9日まで）の終値平均2,347円（円未満切捨）に対して97.44%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価格には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上